

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	半田市

半田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 半田市市民経済部産業課
所在地 愛知県半田市東洋町2丁目1番地
電話番号 0569-84-0636
FAX番号 0569-25-3255
メールアドレス noumu@city.handa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア、カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、カワラバト(ドバト)、カモ類(狩猟鳥獣に限る。)、スズメ、ヒヨドリ、カウウ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛知県半田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	水稻	127千円	90a
	野菜類	651千円	98a
	果樹類	255千円	20a
	その他	265千円	66a
	小計	1,298千円	274a
スズメ	水稻	179千円	127a
	野菜類	46千円	7a
	果樹類	38千円	3a
	小計	263千円	137a
ヒヨドリ	水稻	6千円	4a
	野菜類	279千円	42a
	果樹類	38千円	3a
	小計	323千円	49a
ハト	野菜類	212千円	32a
	果樹類	13千円	1a
	その他	140千円	35a
	小計	365千円	68a
ヌートリア	水稻	75千円	53a
	野菜類	279千円	42a
	小計	354千円	95a
ハクビシン	水稻	4千円	3a
	野菜類	219千円	33a
	果樹類	38千円	3a
	小計	261千円	39a
その他	水稻	78千円	55a
	野菜類	319千円	48a

	果樹類	153千円	12a
	小計	550千円	115a
合	計	3,414千円	777a

※被害の現状の品目、面積は令和7年度に実施した鳥獣による農作物被害に関するアンケート調査結果による。

※被害額は、全国の野生鳥獣による農作物被害状況（令和5年度）をもとに算出。

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・ カラスほか鳥類 農家へのアンケート調査結果によると、半田市西部及び東部にはカラス等のねぐらが多数存在し、市内全域で農作物被害が発生している。また、工場等では、糞害等による商品への被害もある。被害面積は、カラスが一番多く、今後も被害の拡大が懸念される。年間を通じて、被害が出ている。 ・ ヌートリア 市内全域の水路・河川近くでの被害が多く見られる傾向がある。また、被害場所も毎年同じ場所での報告があり、今後も被害の拡大が懸念される。年間を通じて、被害が出ている。 ・ アライグマ、ハクビシン 住居・工場等の建物に侵入し、糞害といった衛生面での被害報告がある。知多半島内でも多数生息が確認されており、今後、農作物被害が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
カラス	1,298千円 274a	909千円 192a
スズメ	263千円 137a	184千円 96a
ヒヨドリ	323千円 49a	226千円 34a
ハト	365千円 68a	256千円 48a
ヌートリア	354千円 95a	248千円 67a
ハクビシン	261千円 39a	183千円 27a
その他	550千円 115a	385千円 81a

全体	3, 414千円 777a	2, 391千円 545a
----	------------------	------------------

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・カラスほか鳥類 猟友会に委託し市内数か所で銃による駆除を行った。	・銃による駆除は効果的だが、危険を伴うために駆除を行う場所が限られてしまい効率的に駆除ができていない。 ・カラスほか鳥類は学習能力が高いため、まとめて駆除することが困難である。
	・ヌートリアほか獣類 捕獲にあたる遵守事項を条件に、申請者へ捕獲許可を交付し捕獲檻の貸し出しを行った。	・9台の捕獲檻を農家向けに貸し出している。 ・捕獲者所有の農地に埋却する場合もあるが、埋却場所の確保が困難なケースもある。
防護柵の設置等に関する取組	・個々の農家が防護柵を設置した。	・侵入防止柵の価格が高価である。また、地域ぐるみでの被害防除対策ができていないため、市内全域での普及には至っていない。
生息環境管理その他の取組	・全般 半田市鳥獣被害対策協議会を設立し、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、被害防除支援、カラスに関する研修会として専門家からの研修を行った。また、農作物被害状況アンケート調査により現状把握を図った。	・特定地域以外の被害防除の実施、取りこぼしのない農作物被害状況調査の実施

(5) 今後の取組方針

・ 共通

今までは有害鳥獣への対応は駆除がメインであったが令和7年度から防除にも力を入れ、他地域で取り組まれている効果的な防除方法を積極的に今後も取り入れる。

有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取りやアンケートによる調査、現場確認などを引き続き行う。

被害防止に関する理解を深めるため、有識者による講習会の開催や、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を引き続き推進する。鳥獣被害対策実施隊の立ち上げを検討し、被害防止計画の遂行を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ カラスほか鳥類

猟友会に銃による駆除を委託し、捕獲を行う。

・ ヌートリアほか獣類

農業者へわなの貸し出しを行い、捕獲を行う。

鳥獣被害対策実施隊の立ち上げを検討し、有害鳥獣捕獲講習会等を開催し、受講者に捕獲方法等を指導する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラスほか 鳥類	農家等を対象とする講習会等の開催により、その生態や被害状況の周知に努め、効率的な防除に向けた取組を進める。
	ヌートリア ほか獣類	農家等を対象とする講習会等の開催により、その生態や被害状況の周知に努め、効率的な捕獲に向けた取組を進めるとともに、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保にも努めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・ カラスほか鳥類

銃による駆除を行い、被害の軽減目標に近づけるよう設定し、前期計画と同等の捕獲計画とする。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。

・ヌートリアほか獣類
半田市からの被害根絶を目指し、前期計画と同等の捕獲計画とする。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（匹・羽）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	350	350	350
カワラバト	250	250	250
ヌートリア	100	100	100
カモ類	50	50	50
スズメ	50	50	50
アライグマ	5	5	5
ハクビシン	5	5	5

捕獲等の取組内容

- ・鳥類（カラス、カワラバト、カモ類、スズメ）
銃により、年間を通して駆除を行う。
被害の多い地区に捕獲檻を設置し、被害状況に応じた期間にわたって捕獲を行う。
- ・獣類（ヌートリア、ハクビシン、アライグマ）
被害地域に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

鳥獣名	令和8年度	令和9年度	令和10年度
獣類	ワイヤーメッシュ等防護柵の設置を推進。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

特になし。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

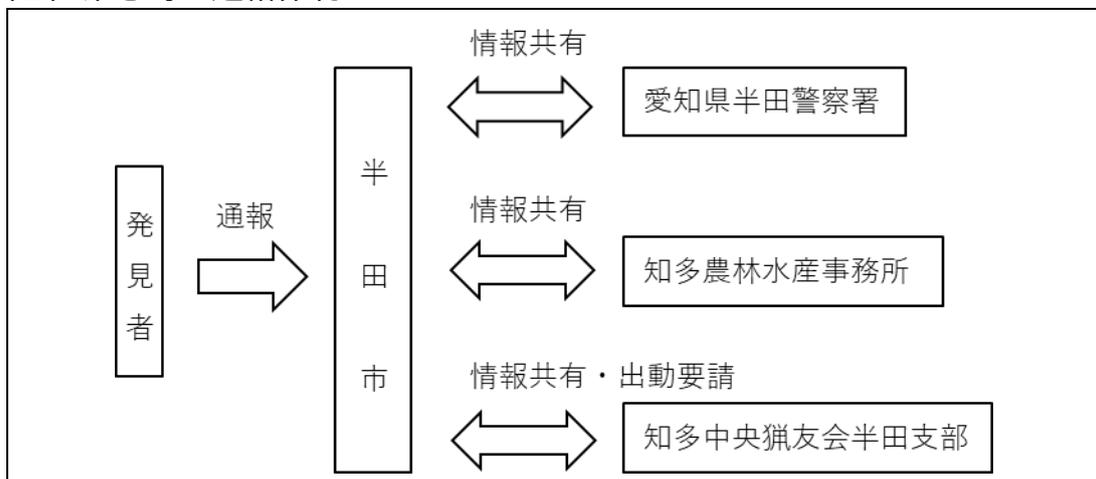
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の農業を担う者を対象とした農作物被害状況調査 ・実施隊による捕獲安全講習会、現地指導の実施 ・環境部局と連携した家庭ごみのゴミ出しマナーの周知啓発
	カラス類	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し忌避機材を導入、餌場となっている場所からの追払い等を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
半田市産業課	関係機関との連絡調整
愛知県知多農林水産事務所	情報の共有
知多中央猟友会半田支部	捕獲の実施
愛知県半田警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則「焼却処分」または「埋却処分」とするが、捕獲した鳥獣を有効活用するための調査、検討にも努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	半田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
半田市産業課	関係機関との連絡調整
あいち知多農業協同組合	技術指導、鳥獣被害の情報収集・提供
愛知県知多農林水産事務所 農政課	技術指導、情報提供、制度支援
知多中央猟友会半田支部	鳥獣被害・対策情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
愛知県知多県民事務所（環境保全課）	鳥獣保護管理の適正化、鳥獣保護管理法等に関する情報提供。
愛知県農業共済組合	技術指導、情報提供、制度支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は該当はなし。今後、状況に応じて検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、且つ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により半田市においても実施可能か検討する。今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。